

No. 404

5月

1部 200円 年間 2200円(税込)

郵便振替 00980-3-100681

草根おより

発行 日本消費者連盟関西グループ

大阪府柏原市九田ヶ丘 3-13-5 筒井方
〒582-0026 TEL 072-977-7620

も	福島原発震災、2ヵ月後の現状	1-5	主な原発情報	16-18
く	経済評論家 内橋克人さんのお話	6-11	会いびう化学物質等最近情報	18
じ	又しても、ダイオキシン食温厚因説	12-13	おすすめの映画、インフォメーション	20
	毎日ちよとぼうけん	14-15	あれこれ、活動日記	19-20

福島原発震災、2ヵ月後の現状

末田一秀 (はんげんぱつ新聞編集委員)

福島原発事故は、放射能高汚染地域からの「計画避難」が完了せず、被曝が続く状況ですが、早くも事故の持つ意味を問う攻防が始まっています。

4月20日配信の毎日新聞記事は「『地震動原因でない』安全委委員、初視察」と題し、「原子力安全委員会の小山田修委員が東京電力福島第1原発を訪れ、20日、福島市内で会見した。地震直後の対応について所長らに聞き取りを行った結果、『地震動で(原子炉に)根本的に大きな問題が生じたのではない』と述べ、津波が事故の原因との見解を改めて示した。」としています。

なんでもかんでも津波のせいにしておけば、津波対策さえできれば原発の延命ができるかと小山田委員などは考えているのでしょうか。総理の決断として注目を浴びた浜岡原発への運転停止要請も、東海地震の津波に備える防潮堤ができるまでとされています。東海地震の震源域の真上に立っているのですから、地震動で福島原発震災が起きたと認めると、浜岡は防潮堤ができようができまいが廃炉しかなくなります。

地震動で壊れたかどうか、これが一つの焦点です。私は、事故翌日午前6時10分東電発表「プラント状況等のお知らせ」という資料の3号炉のところに「現時点において、原子炉格納容器内での冷却材漏洩はないと考えております」という記述があり、1号炉と2号炉にこの記述がないことから、1号炉と2号炉では冷却材漏洩が起こったのではないかと事故発生直後から考えていました。

これが、その後のデータ公表で「裏付けられる」結果となりました。岩波の「世界」

5月号で元原子炉設計技術者であった田中三彦さんが詳しく解説してくれています。1号炉の原子炉圧力は地震（3月11日午後2時46分）直後のものは公表されておらず、最初のデータは3月12日午前2時45分の約8気圧という値です。運転中は約70気圧なので、約12時間でこれだけ下がるのは配管が破断したか大きな亀裂が生じて、冷却材が喪失したと考えるのが自然です。格納容器内に蒸気が吹き出したため、容器内の圧力が異常に高くなり、ベントと呼ばれる放射性ガスの排気措置が必要になったのです。

さらに5月15日の共同通信は、3月11日の夜に1号炉の原子炉建屋で300ミリシーベルトの高い放射線が検出されていたことを報じました。東電関係者は「地震の揺れで圧力容器や配管に損傷があったかもしれない」と認めたとされています。

電源喪失の理由も、津波が襲ってくるような海沿いの低いところに非常用発電設備が置いてあったことにもありますが、外部電源が断たれた理由は送電鉄塔が地震動で倒れたことにあります。

「（原発機器は）揺れに耐えた」と強調して、事故の真相を隠蔽しようとする小山田委員は原子力安全委員を務める資格がないと考えます。

SPEEDIの情報公開問題

真相の隠蔽というと看過できない問題があります。放射能の拡散予測データの情報公開問題です。

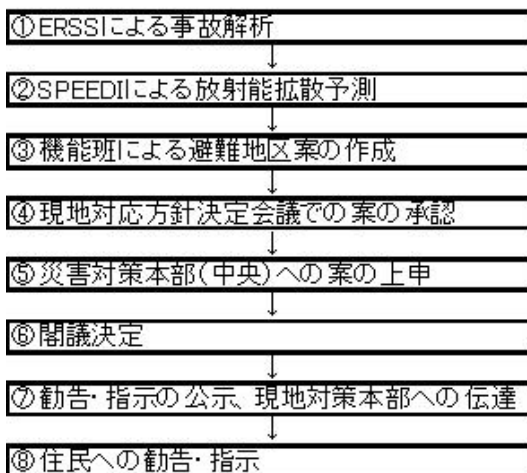
私は、JCO臨界事故後に成立した原子力災害特別措置法に基づく防災訓練を、何度か監視行動で視察してきました。対策の手順は右の図のようになっています。

ERSSというコンピュータシステムで、最初に何時間後にどれくらいの放射能が漏れるといった予測をします。その結果を受けて、今度はSPEEDIというコンピュータシステムで、どちらの方角に放射性ガスが流れ、どの地区の人がどれくらい被曝するか予測します。この結果を用いて、避難計画を作成することになっているのです。

ところが、福島事故では、地震発生日の夜に3キロ圏内に、翌日には10キロ圏内、20キロ圏内と避難指示が拡大されたものの、予測被曝線量は公表されず、「予防的に」としか説明されませんでした。

国は福島県に対しても1号炉爆発の翌日、避難指示が出た後の3月13日午前10時半過ぎに一部のデータをFAXで送っただけでした。その後のデータはメールで送られたそうですが、連絡もなかったため福島県の担当者が膨大なメールの中にあるのを気付いたのは15日だったとのこと。結局、避難には全く役立てられませんでした。週刊ポストの記事では福島県災害対策本部原子力班の「原子力安全委が公表するかどうかが判断するので、県が勝手に公表してはならないと釘を刺されました」とのコメント

住民避難決定の流れ



トが掲載されています。

SPEEDIは、文部科学省が所管する原子力安全技術センター（東京）が運営しており、地震発生約2時間後から計算を始めたとされています。国会審議でも、SPEEDIの結果を公表すべきと早い段階から指摘されましたが、3月23日に図1枚の結果が公表されただけでした。この時の説明では、地震の停電の影響で放射能放出データが得られず、仮定に基づく計算で信頼性が低いとされていました。図で示されたのは3月24日までの甲状腺被曝量の積算値で、非常に大きな値であったことから、私は確かに信頼性が低いのかなあと感じていました。これが誤りであったことは後ほど説明します。

次に結果が公表されたのは、避難指示や屋内退避指示が出ていない30キロ圏外の飯館村などで高い放射線が検出されることが問題になり、計画避難が打ち出された4月11日でした。それまで「安全」と強調してきた手前、4月6日までの成人の外部被曝積算線量の図を公表せざるを得なかったのでしょう。しかし、3月23日分と合わせて図が2枚公表されただけという状況が続きました。

結局、データの全面公開方針が示され、公開が始まったのは4月25日でした。この日発売の週刊ポストは「菅官邸が隠した放射能データ6500枚」と大きな見出しを掲げ、「公表するなと命じられた」と書いています。世論を気にして動いたとしか思えないタイミングです。

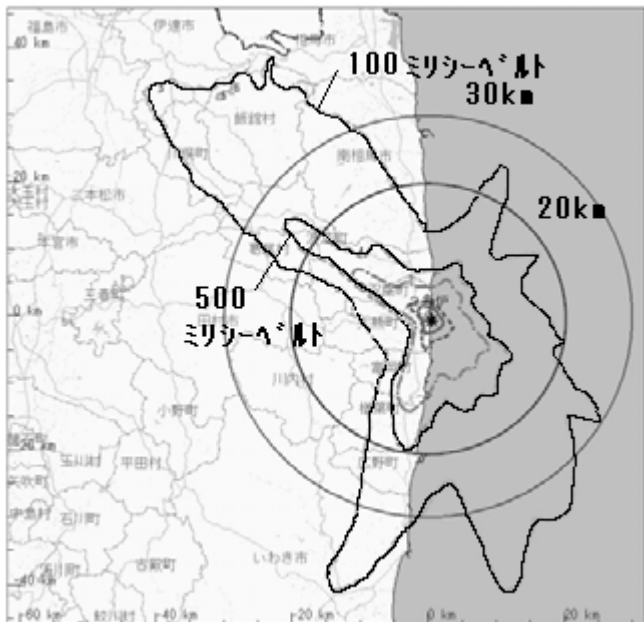
公表されたデータを見ると、確かに放射能放出データがないために、単位放出ケースとして1時間に1ベクレルの放射能が放出されたと仮定して計算するなどしています。しかし、風の流れは入力されているので、水素爆発して放射能が多量に放出されたときにどちらに流れたかなどは十分参考になる結果が得られていました。その結果を速やかに公表していれば、放射能の高い方向へ避難することが避けられたはずですが。細野豪志首相補佐官は、4月25日の会見で「3月半ばの最も放射性物質が飛んでいた時期に予測を利用できず、大変申し訳ない」と謝罪していますが、誤ってすむ問題でしょうか。

約5000枚の予測結果が過去にさかのぼって公表されたのは5月3日になってからでした。説明をみると、原発の放出データは得られないものの、事故から時間が経過して実際に放射線レベルが原発周辺で測定されていますから、その結果を用いて放出量はこれくらいだろうと補正する作業が行われています。事故発生からの4月24日までの積算被曝量も、成人の外部被曝と1歳児の甲状腺内部被曝の値が公表されました。甲状腺の値は最初に公表された3月23日までの予測値が時点修正されたものです。この図をみると、20キロ圏外の屋内退避とされていた葛尾村や浪江町の一部ではなんと500ミリシーベルトを超えています。飯館村などでも100ミリシーベルトを超えているのです。(次ページの図参照) 計画避難を5月中に完了などとのんびりやっている場合ではないのです。最初に公表されたときに高すぎると感じたのですが、1歳児の甲状腺は小さく、そこに集中的にヨウ素131が集まると高い被曝量になったのであって、間違いではなかったのです。

今後チェルノブイリの時と同じように子供に甲状腺がんが多発することも覚悟しなければいけないのかもしれない。

学校再開基準をめぐる混乱

放射線に対する感受性が高い子供をめぐる問題では、学校の被曝基準が20ミリシーベルトに決められたことも糾弾しなければなりません。4月19日に、文部科学省は「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」を福島県教育委員会などに通知しました。文科省は、国際放射線防護委員会(ICRP)勧告Pub.109およびICRP3月21日付声明の「非常事態収束後」の基準1~20ミリシーベルトを参考に、その上限である20ミリシーベルトを基準に設定したのです。



1歳児甲状腺の4月24日までの積算被曝線量

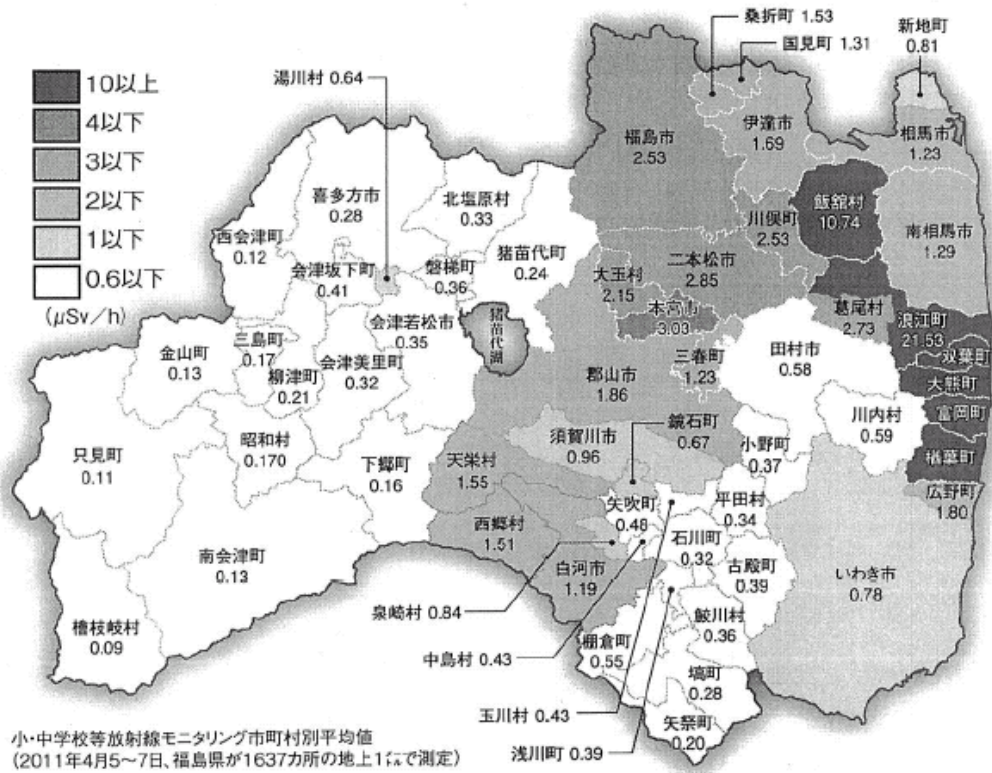
原子力安全委員会は、文部科学省の通知に先立つ4月13日に、「子どもは10ミリシーベルト程度に抑えるのが望ましい」との見解を示し、文部科学省に伝えたと報道されています。代谷誠治委員は記者会見で、「校庭で土壌から巻き上げられた放射性物質を吸い込み、内部被ばくする場合のあることを考慮すべきだ、少なくとも大人の半分をめざすべきだ」と述べています。ところが、文科省から助言を求められた原子力安全委員会は、わずか2時間で正式な会議も開かず、したがって議事録も残さず「差支えなし」と文科省に回答してしまいました。

文科省は、16時間の屋内(木造)、8時間の屋外活動の生活パターンを想定すると、20ミリシーベルトに到達する空間線量率は、屋外3.8マイクロシーベルト毎時で、これを下回る学校等では、児童生徒等が平常どおりの活動をしてよいとしたのです。一般人の法令上の被曝基準は年1ミリシーベルトであり、これにできるだけ近づける努力をすべきなのに、せっかく屋外授業や部活を自粛して被曝を下げる努力をしているところに、このような通知を出すことは被曝を強要することに他なりません。しかも3.8マイクロシーベルトに換算する過程で放射能の土ほこりを吸い込むような内部被曝の影響はまったく考慮されていないのです。

国際放射線防護委員会ICRPの1990年勧告によると、20ミリシーベルトを10万人が浴びたとすると100人がガンで死亡する危険率とされているのです。

この問題が幅広く知られるきっかけは、小佐古敏荘内閣参与の、4月29日の辞任会見でした。小佐古氏はスソきり処分導入の審議会などを仕切ってきた「原子力推進派」ですが、「年間20ミリシーベルト近い被曝をする人は、約8万4千人の原子力発電所の放射線業務従事者でも、極めて少ないのです。この数値を乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からのみならず、私のヒューマニズムからしても受け入れ

がたいものです。小学校等の校庭の利用基準に対して、この年間 20 ミリシーベルトの数値の使用には強く抗議するとともに、再度の見直しを求めます。」と涙を流しました。



上の図は、福島県が学校の校庭で測定した結果を藤田祐幸さんが地図に落としたものです。0.6 マイクロシーベルト以上のところが網掛けされています。なぜ 0.6 マイクロシーベルトかという、原発や病院など放射能を扱うところでこれを上回るころがあれば「放射線管理区域」に指定しなければいけないところだからです。放射線管理区域内では飲食禁止ですし、18 歳未満の者の作業を禁じています。文科省の 3.8 マイクロシーベルトはこれよりも 6 倍以上高いのです。

福島県郡山市や伊達市は、独自に校庭の表土数センチを削り取り、撤去を実施。郡山市薫小学校では、地表付近で除去前に毎時 3.3 マイクロシーベルトだった値が、除去後は毎時 0.5 マイクロシーベルトにまで下がったと報じられています。文部科学省と日本原子力研究開発機構が、5 月 8 日になって表土、下層土を入れ替え実験したところ、福島大付属中学校庭で 50cm 四方、深さ 20cm でやると 2.0 マイクロシーベルトが 0.8 マイクロに、幼稚園で 80cm 四方、深さ 50cm でやると 2.1 マイクロシーベルトが 0.2 マイクロまで下がったと報告されています。

一方、文科省は 5 月 12 日、基準値以上の学校に通い続けたと仮定した場合、1 年間で子供が浴びる積算放射線量は約 10 ミリシーベルトになるとの試算を公表しています。文科省は、法令基準は年 1 ミリシーベルトであるという基本に立ち返り、20 ミリの通知を撤回するとともに、学校表土の削り取りや上下入れ替えなどを早急に行うよう指導すべきです。